

少ない掛金で大きな保障

# 交通共済

交通共済とは、交通事故で死亡・負傷したときの見舞金です。あなたも加入しませんか。

**対象** 10/1 時点で、町内に住んでいる、または勤めている人

**内容** 1口 500 円の掛金で最高 120 万円保障。  
3口まで加入でき、この場合共済金は3倍額。  
※新規加入の場合、1世帯 100 円の出資金が必要です。

**保険期間** 10/1 ～翌年 9/30

※途中加入もできます。保険期間は加入翌日から 9/30 までです。

## 対象となる事故

国内の一般の道路などで運転中や乗車中、歩行中に本人が死亡・負傷した場合が対象です。

**対象外となる例**

- ▷契約者の故意、重大な過失による事故
- ▷公園など一般の交通のために開放されていない場所での事故

**減額となる例**

- ▷速度違反など本人の法令違反による事故
  - ▷本人の過失による事故、単独事故
  - ▷警察に届けていない事故
- ※自転車の単独転倒などであっても警察に届け出るようにしましょう。

## 対象となる乗り物

|         |            |
|---------|------------|
| 自動車     | 電動キックボード※1 |
| 原動機付自転車 | 電車・モノレールなど |
| 自転車     | 身体障がい者用車いす |

※1 道路交通法上の「車両」に該当する電動キックボードに限ります。

※電車やバスに乗車中、急ブレーキで転倒し、けがをした場合も対象です。対象の乗り物はほかにもあります。詳しくは問い合わせてください。

## 解散に伴う重要なお知らせ

交通共済（北九州市民共済生活協同組合）は、民間保険の普及などの社会環境が大きく変化する中、この数年の急激な加入者の減少に伴い、令和 10 年 3 月 31 日（予定）の解散に向けて準備を進めています。過去に、交通共済事業を利用していた組合員で、組合の脱退手続を終えていない人は、脱退及び出資金の返還手続をお願いします。詳しくは、北九州市

民共済生活協同組合または役場地域協働係に問い合わせてください。

手続の際は、印鑑と本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）を持参してください。

なお、令和 8 年度（令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日）は交通災害共済を継続し、解散後も共済期間中に事故に遭った人の対応は行っています。

## 共済金の受取額

国内で交通事故にあい、入院や通院の治療期間が合わせて 7 日間以上ある人が対象です。

| 1<br>口<br>の<br>共<br>済<br>金 | 等級 | 治療期間など      |     | 共済金          |
|----------------------------|----|-------------|-----|--------------|
|                            | 1  | 死 亡         |     | 120 万円       |
|                            | 2  | 重度障がい       | 1 級 | 120 万円       |
|                            |    |             | 2 級 | 110 万円       |
|                            | 3  | 180 日以上     |     | 3.8 ～ 20 万円  |
|                            | 4  | 90 日～ 179 日 |     | 3.0 ～ 11 万円  |
|                            | 5  | 30 日～ 89 日  |     | 2.3 ～ 5.0 万円 |
|                            | 6  | 7 日～ 29 日   |     | 1.7 ～ 2.5 万円 |

※3～6等級の共済金は、入院日数によって異なります。

**共済金の請求**

共済金の請求は全ての治療が終わってから行ってください。事故発生の日から 3 年を経過すると請求できませんので、なるべく早く請求してください。

## 申込方法

**毎年加入してる人**

申込書を役場や自治会を通じて届けます。その申込書を使って、役場地域協働係窓口で申し込んでください。

※自治会で申し込んでいる人は、自治会に申し込んでください。

**新規で加入する人**

役場地域協働係窓口で申し込んでください。

申込開始日 9/1 ㊦

## 問い合わせ

**交通共済の内容に関すること**

北九州市民共済生活共同組合

☎ 663-1113

**申し込みに関すること**

役場地域協働係



▲町HP